厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

鹿児島労働局発表 令和７年６月 24 日

担当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課　　長　秋山 芳徳 課長補佐　神村 健一郎 （直通電話）099-223-8279

労働局長が建設工事現場で安全パトロールを実施

～熱中症予防対策も確認します！～

鹿児島労働局（局長　永野　和則）は、全国安全週間（７月１日～７日）の取組の一環として、７月４日（金）に鹿児島市のマンション新設工事現場で安全パトロールを実施します。

また、７月は「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン（資料３）」の重点取組期間でもありますので、作業環境への配慮、水分・塩分の摂取、涼しい休憩場所の確保などの徹底についても周知を図ります。

１　実施日時
令和７年７月４日（金）10 時～12 時（予定）

２　実施場所
（１）工事名　ＭＪＲザ・ガーデン上荒田新築工事
（２）施工者　株式会社錢高組九州支店
（３）所在地　鹿児島市上荒田町 38-11,27

３　実施者
鹿児島労働局、鹿児島労働基準監督署

４　パトロールのスケジュール等
別添「令和７年度全国安全週間　局長安全パトロール実施要綱（資料１）」参照

５　報道関係の皆様へ
（１）当日の現地取材を希望される場合は、前日の７月３日（木）までに健康安全課（連絡先は上記担当のとおり）へご連絡ください。
（２）雨天時も実施しますが、台風、豪雨等の場合は、中止することがありますので、申し込みの際に連絡先（携帯電話等）をお教えください。
（３）当日は、電車通側入口に担当職員を配置していますので、９時 50 分までにお集まりください。（鹿児島市立病院の正面玄関側の真向かい）
（４）各社で取材者全員分のヘルメットを持参してください。
（５）安全確保のため、あらかじめ現場内での取材範囲を設定させていただくことをご了承願います。また、当日は、現場内に駐車場を確保できないことから、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

【添付資料】

資料１　令和７年度全国安全週間　鹿児島労働局長安全パトロール実施要綱

資料２　建設業の労働災害

資料３　リーフレット「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン」

資料４　リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」

資料１

令和７年度全国安全週間　鹿児島労働局長安全パトロール実施要綱

１　趣旨

令和７年度の全国安全週間（７月１日～７日）にあたり、鹿児島労働局長自らが安全パトロールを実施することにより、広く安全意識の高揚、安全活動の定着、管内事業場の安全水準の向上を図る。

２　実施日時

令和７年７月４日（金）　10:00～12:00（予定）

３　実施場所

鹿児島市上荒田町 38-11,27

４　スケジュール

（１）　10:00～10:05　鹿児島労働局長挨拶
（２）　10:05～10:15　作業所長現場概要説明
（３）　10:15～11:30　パトロール
（４）　11:30～12:00　講評

５　工事概要等

（１）　施 工 者　株式会社錢高組九州支店
（２）　工 事 名　ＭＪＲザ・ガーデン上荒田新築工事
（３）　所 在 地　鹿児島市上荒田町 38-11,27
（４）　発 注 者　九州旅客鉄道株式会社／関電不動産開発株式会社
（５）　工　　期　令和３年 12 月１日～令和８年２月 28 日
（６）　工事概要　ＲＣ造　地上 14 階　共同住宅（220 戸、２棟）

６　安全パトロールにおける重点的な確認事項

（１）　熱中症予防対策（改正労働安全衛生規則、ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）の実施
（２）　足場等からの墜落・転落防止対策の実施、墜落制止用器具の適切な使用
（３）　職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
（４）　元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
（５）　建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
（６）　転倒災害防止対策の実施
（７）　高年齢労働者に対する労働災害防止対策の実施
（８）　クレーン等、車両系建設機械等の労働災害防止対策の実施

建設業における労働災害の推移

資料２

- 死亡者数、休業４日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にあるものの、死亡者数は平成20年以降は10人未満で推移し、休業４日以上の死傷者数はここ数年300人前後で推移している。死傷者数の全産業に占める割合は、平成元年は26.9%であったが、令和６年は14.6%と減少している。

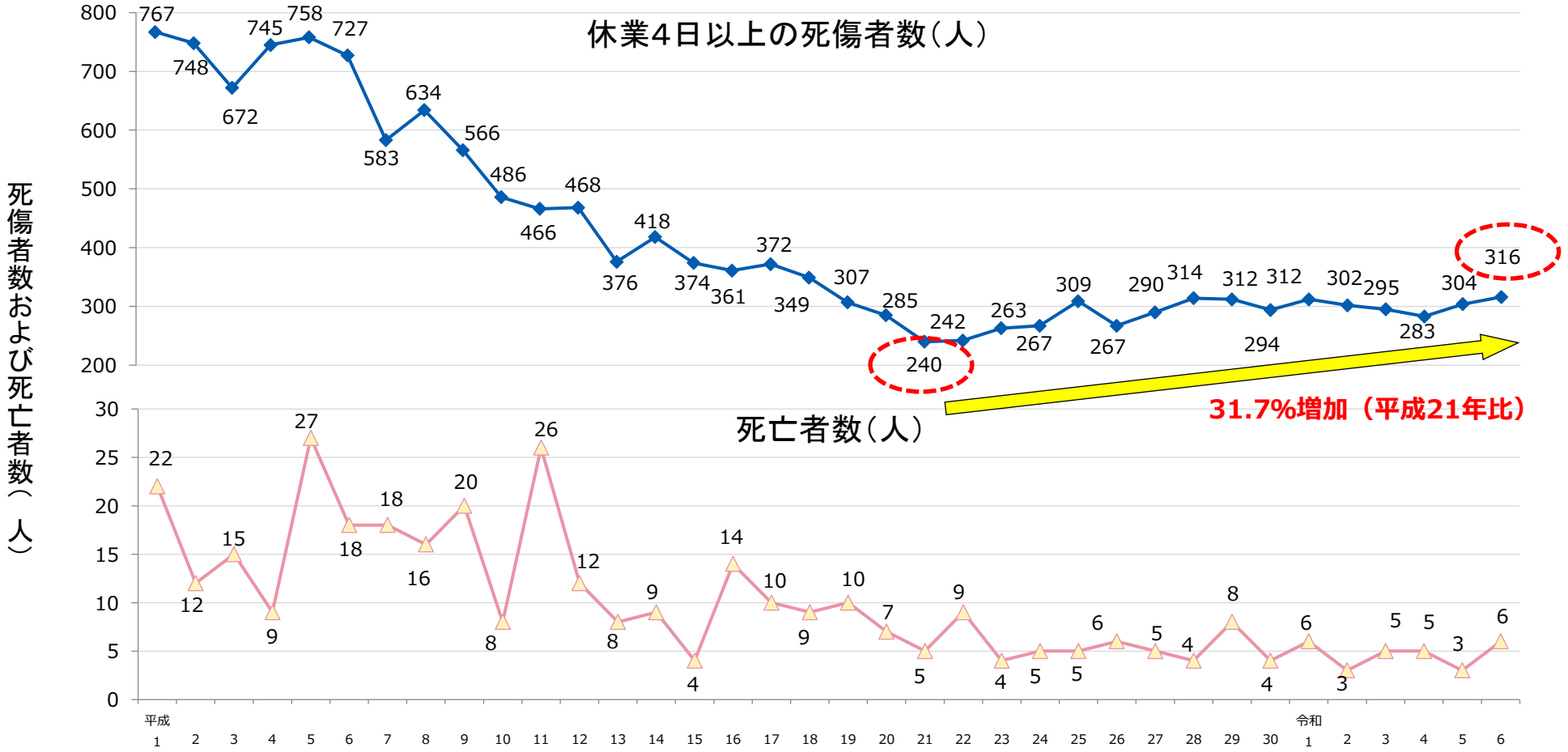

出典：労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

＊新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

令和６年　労働災害発生状況（業種別）

死亡者数

19人（前年比＋5人）

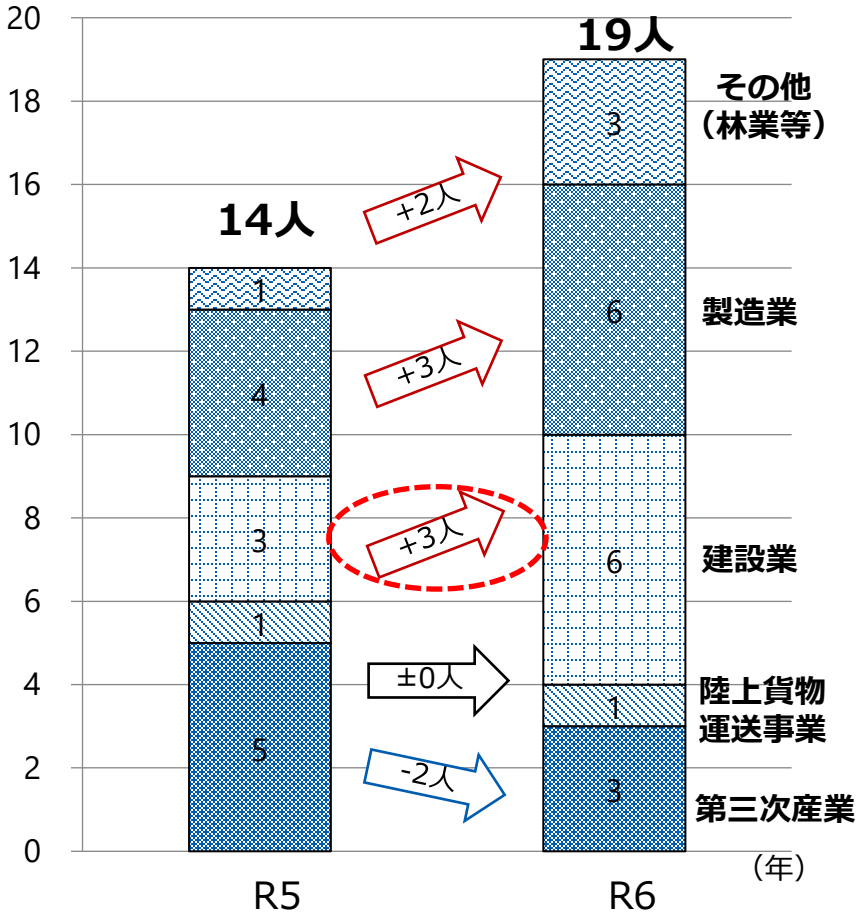

休業４日以上の死傷者数

2,157人（前年比－3.7%）

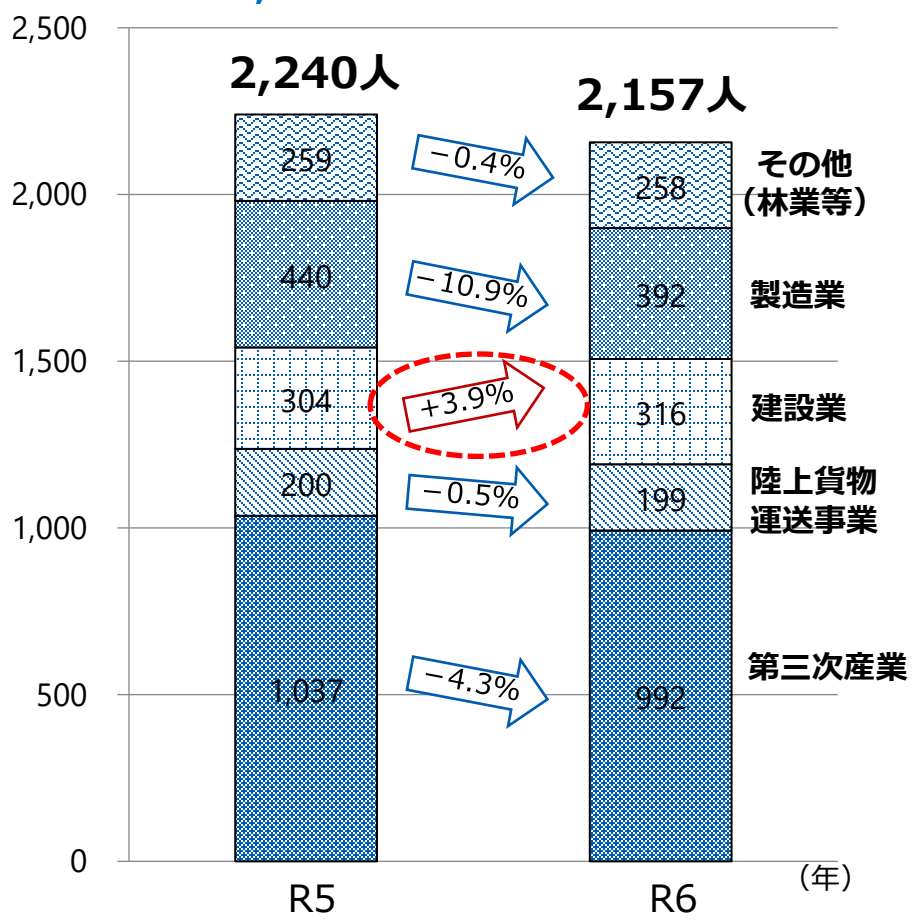

出典：労働者死傷病報告

＊新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

令和６年　労働災害発生状況（建設業）

休業４日以上の死傷者数

事故の型別

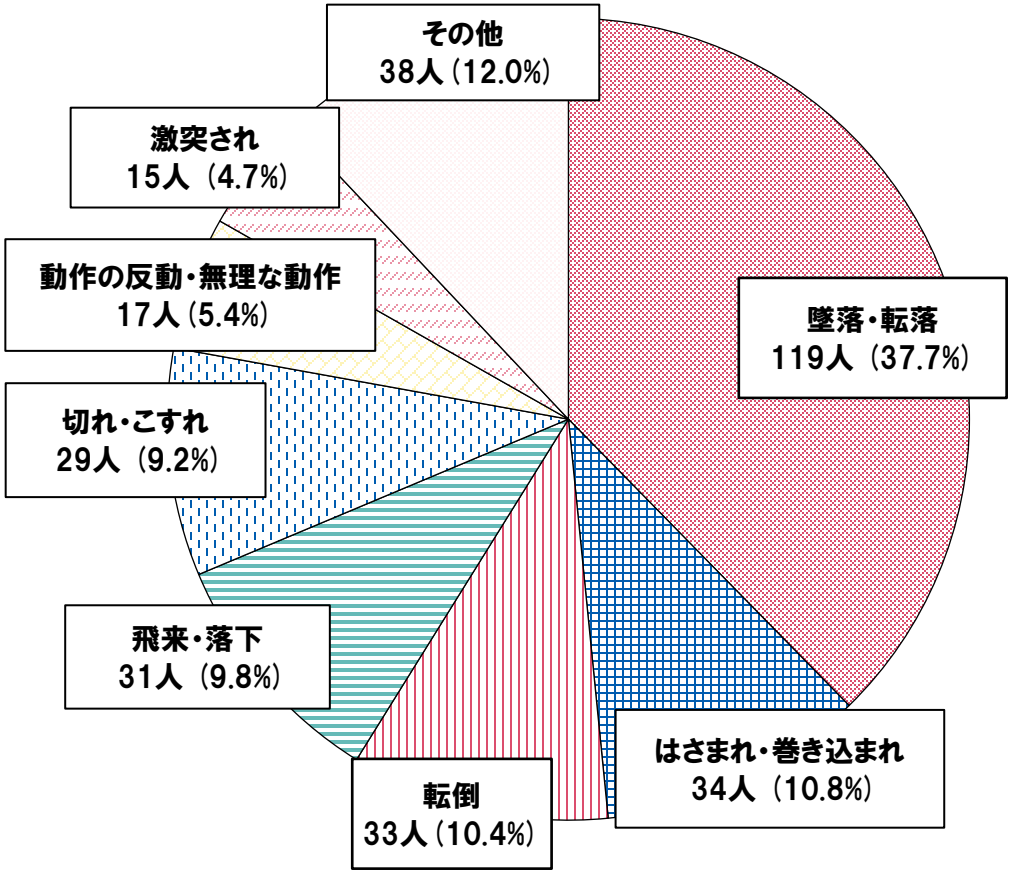

年齢別

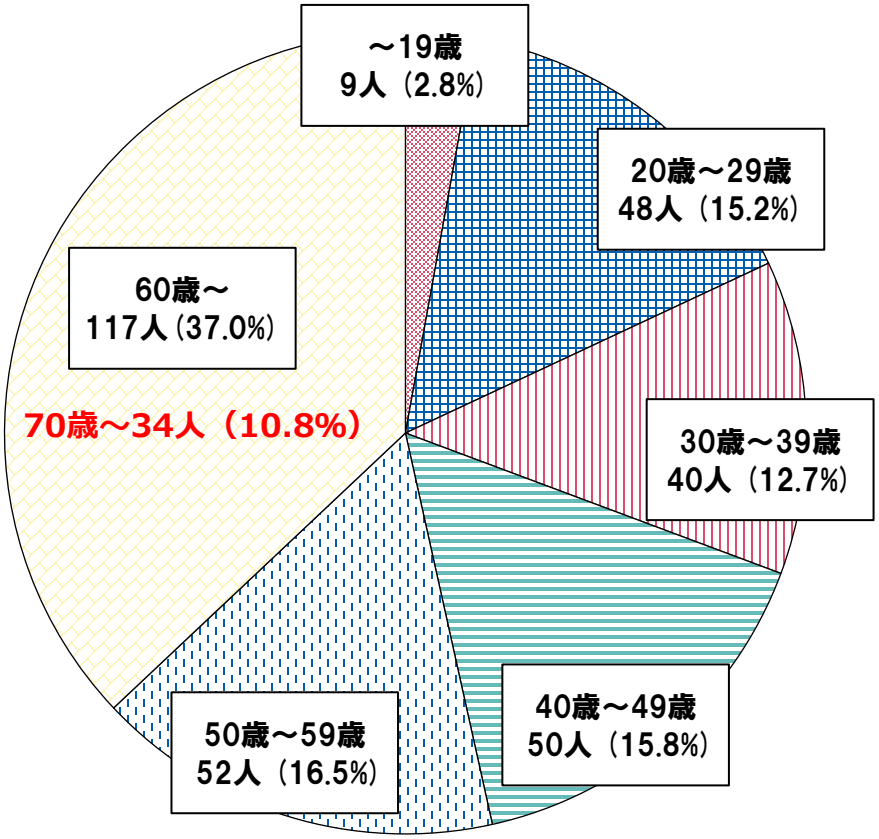

出典：労働者死傷病報告

＊新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの

令和６年　死亡災害事例（建設業）

番号	発生年月	業　種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	令和6年　2　月	建築工事業	鉄骨工	男	71	50年	墜落・転落	建築物・構築物	車庫の新築工事現場で、被災者は屋根部分（高さ3.4m）まで組み立てられた鉄骨の塗装作業を1人で行っていた。14時20分頃、工事発注者の代表者が現場を訪れたところ、建築中の車庫内のアスファルト地面に左顔面をつけ、出血して側臥位の姿勢で倒れていた被災者を発見し、病院へ搬送されたものの、約1時間後に死亡したもの。
2	令和6年　2　月	土木工事業	作業者	男	56	2年	激突され	トラック	事務所前に駐車した3tトラックと資材置場に駐車した2tトラックを入れ替えようと、被災者は3tトラックを運転して資材置場に駐車後、2tトラックに乗り替えて資材置場内を運転中、3tトラックが資材置場内のコンテナ方向に後退し始めたため、運転中のトラックを降りて3tトラックの進行方向に入って止めようとしたが止まらず、トラック後部とコンテナの間に身体を挟まれたもの。
3	令和6年　4　月	土木工事業	運転者	男	61	12年	飛来・落下	木材、竹材	造材されたスギ丸太をトラックで運搬するため、被災者及び1次下請労働者1名がそれぞれフォワーダ及びプロセッサを用いて積み込み作業を行っていたところ、積み込みしていたスギ丸太（重量約270kg、長さ3.82m）が被災者側に落ちて負傷したもの。
4	令和6年　5　月	土木工事業	作業者	男	73	20年	転倒	掘削用機械	災害復旧工事現場にて、被災者がクレーン機能付きドラグショベル（バケット容量0.14㎥）を操作して木製の型枠を吊り上げた状態で運んでいたところ、傾斜約20度の下り斜面でドラグショベルが前方に転倒し、被災者の頭部がドラグショベルのヘッドガード支柱と地面に挟まれたもの。
5	令和6年　9　月	土木工事業	作業者	男	60	20年	はさまれ・巻き込まれ	掘削用機械	橋台の基礎部分を建設するため、直径2.0mの円柱状の立坑を掘削する作業を行っていた。ドラグ・ショベル（バケット容量0.01㎥）を坑内に下ろし、被災者は当該ドラグ・ショベルを運転して床掘等を一人で行っていたが、現場を確認しに来た元請現場員が、深さ約2.7mの立坑内でドラグ・ショベル運転席のバーと土留め用のライナープレートの間に左腕、胸部を挟まれている被災者を発見したもの。
6	令和6年　10　月	土木工事業	作業者	男	43	24年	墜落・転落	掘削用機械	被災者がドラグ・ショベル（バケット容量1.4㎥）を用いて掘削箇所の法面整形作業を行っていたところ、当該作業箇所のすぐ近くに設けられた釜場（雨水等を溜める穴で、大きさ約13m四方、深さ約4m）にドラグ・ショベルごと転落し、降雨等の影響で満水となっていた釜場内で溺死したもの。

資料３

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が４日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 ４月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

☐ 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

☐ 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

☐ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

☐ 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

☐ 教育研修の実施

管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning

☐ 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】**農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

（R７.２）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の労働者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

資料４

「令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の強化について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

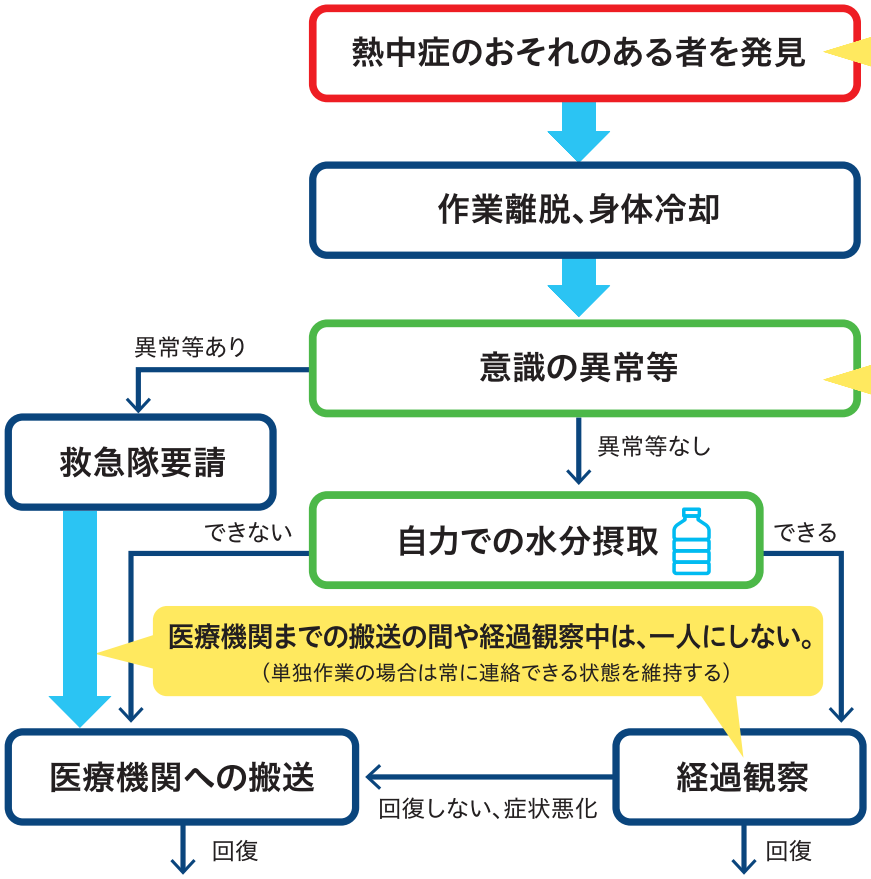

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

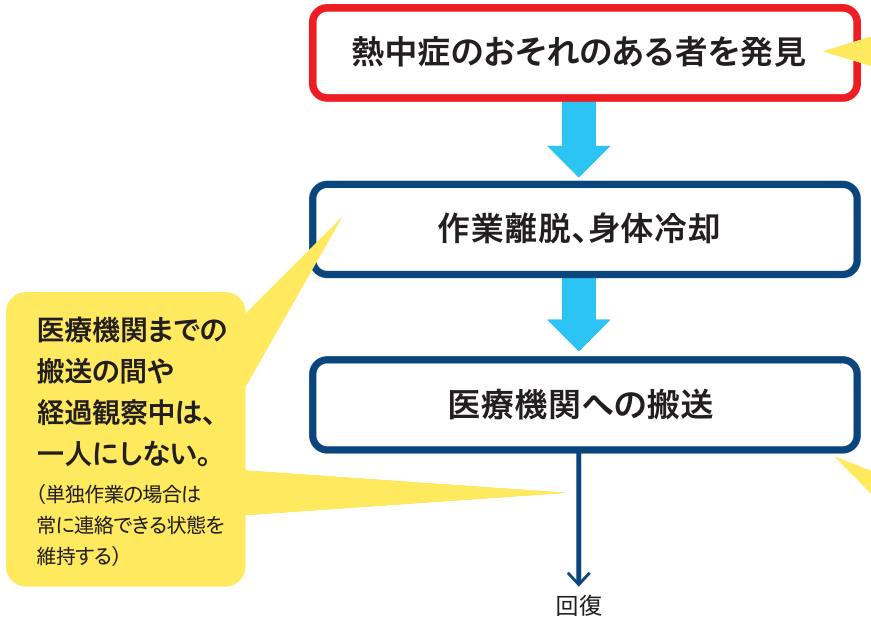

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
①返事がおかしい
②ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。